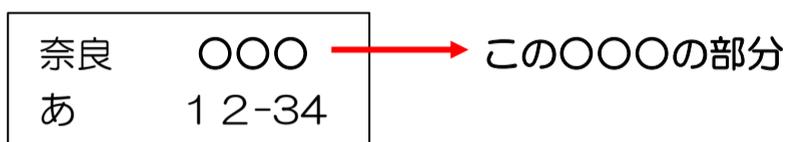


【ご利用可能車両区分】

- 条例：乗合型自動車の乗客の乗降利用
- 乗合型自動車：乗車定員11人以上の輸送に使われる自動車で、貨物自動車等及び特殊用途自動車等以外
- ナンバープレート区分

ナンバープレートが20番又は200番台（いわゆる2ナンバー）であれば、小型バスとして他のバスと同様に、駐車利用可かつ予約必要車両となります。※白ナンバー、緑ナンバーは問いません。



■ 主な車種

● コミューター14人乗り

※いわゆる2ナンバーに限る



● 小型マイクロバス（約7m）11人～28人乗り

※いわゆる2ナンバーに限る



● 中型バス（約9m）29人乗り以下

※いわゆる2ナンバーに限る



● 大型バス（約12m）30人～60人乗り以下

※いわゆる2ナンバーに限る



※車両画像はイメージです